IFRS 導入とフランス

―会計基準の国際的コンバージェンスと国内的ダイバーシティ―

藤田晶子明治学院大学

要旨

本稿は、EU 諸国の1つであるフランスに焦点をあて、IFRS 導入後のフランスの現状をその背景とともに分析し、会計基準の国際的コンバージェンスの意義を再検討することを目的としている。

フランスにおいては、IFRS 導入により、上場企業に適用される連結会計基準は国際的にコンバージェンスされたものの、他方で、連結会計基準と個別会計基準、上場企業の会計基準と非上場企業の会計基準と、国内に複数の会計基準が併存することとなった。会計基準の国内的ダイバーシティともいえるフランスの現状は、フランス国内における周辺諸制度との調整を待たずして、従来の自国基準とは概念的にも大きく異なる会計基準を導入したことによるものであり、とりわけ中小企業に大きな負担を強いる結果となった。

しかし、金融危機を契機に、フランスにおいては、公正価値会計に対する不信感が高まり、より安定した会計基準を求める声が強くなる。現在では、フランスは大きく方針を転換し、IFRSの適用は会計基準の国際的コンバージェンスのメリットを享受する大企業に限定し、できるかぎり中小企業の立場を考慮しながら自国基準を軸に会計基準を改革していく見解を表明している。

本稿においては、IFRS 導入がフランスになにをもたらしたか。 会計基準の国際的コンバージェンスとそれに伴う国内的ダイバーシ ティの問題を検討している。

1. はじめに

EU (European Union;欧州連合)が、 自らの手で会計基準を設定する途を捨て、 IFRS (International Financial Reporting Standards;国際財務報告基準)を導入して早くも6年あまりが経過しようとしている。 IFRSによる会計基準の世界制覇はEUの思惑どおりには運ばず、EU版IFRSとしてあくまでもEUの主体性は留保しながらも、EU域内の国によっては次から次へと基準を改廃するIASBに翻弄される姿も垣間見られる。

本稿は、EU 諸国の1つであるフランスに 焦点をあて、IFRS 導入後のフランスの現状 をその背景とともに分析し、会計基準の国際 的コンバージェンスの意義を再検討すること を目的としている。

フランスにおける会計基準は,戦後,わが 国と同様に、周辺諸制度である商法や税法に 大きく影響を受けながら、独自の体系を構築 してきた。EC が発足し、市場統合に不可欠 な EC 会社法指令が次々と発布された後も、 フランスはそれぞれの指令を自国の会計基準 の体系にうまく取り込み、会計基準の国際的 調和化を達成してきたといえる。ところが、 EU が IFRS 導入を決定してからは、フラン スは、IFRS の適用をあくまでも上場企業の 連結会計に限定するとしながらも, 結局のと ころ、自国の会計基準を徐々に IFRS に収 束させ,しかし他方で,このようなIFRS と自国の会計基準との調整も難航し, 現在も なお,新たな会計基準の体系を模索している。 すなわち、フランスにおいては、IFRS 導 入により、上場企業に適用される連結会計基 準は国際的にコンバージェンスされたものの, 他方で、いまだ自国の会計基準の軸足が定まらないままに、連結会計基準と個別会計基準と大場企業の会計基準と非上場企業の会計基準と、国内に複数の会計基準が併存することとなった。この会計基準の国内的ダイバーシティともいえるフランスの混沌とした現状は、フランス国内における周辺諸制度との調整を待たずして、従来の自国基準とは概念的にも大きく異なる会計基準を導入した結果であり、会計基準の国際的コンバージェンスの意義をあらためて再検討する必要性を提起しているように思われる。

本稿においては、まずフランス会計規制の 歴史的展開を概観したうえで、IFRS 導入前 後から現在にいたるまでのフランスの情況を その背景とともに分析していくことにする。

2. フランス会計規制の歴史的 経緯と連単分離

フランスにおいては、戦後、経済復興の一環として、個別会計基準であるプラン・コンタブル・ジェネラル(Plan Comptable Générale;以下、PCGとする)が公表され、その後、数次の改定を経て今日にいたっている。PCG は国家会計審議会(Conseil National de la Comptabilité;以下、CNCとする)により設定され、会計情報の利用者を投資家はもとより債権者や従業員、国家など幅広く想定し、彼らすべてに受け入れられるように考案された超多目的基準である。もちろん、そこでの規定はフランスの商法や税法とも密接に関係している。

EC が 発 足 し, EC 会 社 法 第 4 号 指 令 (1978 年) および第 7 号指令 (1983 年) が国内法化されてからは,表 1 からも分かるように,PC G に個別会計基準と連結会計基準の

表 I 1986 年 PCG 改定後の会計基準体系

	単体	連結
上場企業	PCG	PCG
非上場企業	PCG	PCG

両方の規定が設けられ、ごく1部の差異をの ぞき、連結会計基準と個別会計基準とは整合 的な会計基準の体系を構築する。

しかし、1990年以降、IOSCO を中心に投 資家保護に向けて資本市場の整備が進められ, 会計基準の国際的コンバージェンスの気運が 高まると、EU 委員会やフランス証券取引委 員会 (Commission des Opérations de Bourse:以下、COBとする)が上場企業に 対してさまざまな追加的情報の開示を求める ようになり、もはや PCG のなかで個別会計 基準と連結会計基準の両方を包括的に規定す ることが困難となる。そこで、表2からも分 かるように、1999年には PCG から連結会計 基準 (CRC 99-02) を切り離すことが決定さ れる。すなわち,連結会計基準は国際的なコ ンバージェンスに柔軟に対応させ、個別会計 基準はこれまでどおりフランス固有の事情を 反映させるという連単分離のはじまりである。

表 2 ゆるやかな連単分離の試み

	単体	連結
上場企業	PCG	CRC 99-02
非上場企業	PCG	CRC 99-02

もっとも 1999 年の決定は、連単分離といってもフランス当局が基本的に基準設定権を有しており、個別会計基準である PCG と連結会計基準である CRC 99-02 との間にそれほど大きな概念的差異はなかったといってよい。

このような緩やかな連単分離の情況は、ま もなく EU が IFRS 導入を決定すると、一 変する。表3からも分かるように、IFRS 導入はあくまでも上場企業の連結会計に限定されるとしながらも、IFRS とこれまでのフランスの会計基準とは概念的にも大きく異なり、上場企業については完全な連単分離がおこなわれることになる。

表 3 IFRS 導入後の連単分離の情況

	単体	連結
上場企業	PCG	IFRS
非上場企業	PCG	CRC 99-02

3. IFRS とのコンバージェン スと解消されない差異

フランスは、IFRS 導入後、概念的な点で も個別具体的な会計処理の点でも, 大きく異 なる連結会計基準と個別会計基準を抱えるこ とになった。しかし、当時の CNC はこのよ うな連単分離を放置しようとはせず, できる かぎり会計基準の一元化を試みようとする。 すなわち、CNC は、IFRS 導入が決定され てからは、IFRSの諸概念をPCGに反映さ せ、個別具体的な会計処理についても PCG と IFRS との差異を徐々に解消すべく、 PCG の大幅な改定作業をおこなう。表4か らも分かるように、CNCは、資産および負 債の定義といった概念上の整理から個々の会 計処理にいたるまで, 短期間に数多くの基準 を設定または改定している。しかしながら, 会計基準の一元化は CNC の当初の目論見ど おりには容易に進展せず、PCGとIFRSと の間にはいまだに多くの差異が残るだけでな く、PCG はある種の矛盾を抱え込むことに なる。

なぜ、会計基準の一元化が容易に進展しな かったのか。PCG は商法や税法など国内の

表 4	PCG の国際的コンバージェンスに向けた基準の
	開発または改定

改訂年度	項目	影響を与えた IFRS
1999	会計方針の変更	IAS 8
1999	長期工事契約	IAS 11
1999	中間財務諸表	IAS 34
2002	引当金	IAS 37
2003	退職給付	IAS 19
2003-2005	財務諸表の構成要素	IAS 16 37
2005	減価償却	IAS 16 38
2005	減損	IAS 36
2005	資産項目	IAS 2 16 23 38

周辺諸制度とともにフランスの会計制度を形成しており、そのなかで会計基準だけを切り離して国際的コンバージェンスをはかっても会計制度全体としてうまく機能するはずがなく、実践する企業の側、とりわけ中小企業に多大な負担を強いることになる。結局のところ、PCG は国内の周辺諸制度との調和および中小企業への配慮から IFRS への収束に歯止めをかけざるをえなかったように思われる。くわえて、IASB そのものが次から次へと新しい諸概念や会計処理を開発し、とどまることを知らない IFRS に CNC も思うように将来像を描くことができなかったことも要因の1つであろう。

ここで、国際的コンバージェンスに向けた PCGの改定後も、依然として残る IFRS と PCG との差異について、その具体的な事例 を背景とともにいくつか示しておこう。

1) 資産の定義とその処理

PCG は 2004 年に資産 (actif) を再定義 し、これまでのように法的所有権 (droit de propriété) の有無によって判断するのでは なく、IFRS における概念を反映し、識別可 能であること、将来の経済的便益であること、 当該経済的便益を支配していること、十分な信頼性をもって原価を測定できることの4つの要件を満たすか否かでその資産性を判断するとしている。しかし、PCGはIFRSにおける資産の定義を受け入れながらも、資産の個別具体的な会計処理については必ずしも当該定義を十分に反映させているとはいえない。

リース取引の処理がその例である。IFRS はもとよりわが国の会計基準においても,フ ァイナンス・リース取引については通常の売 買取引に準じて会計処理され、借手はリース 取引開始日にリース資産およびリース債務の 計上が義務づけられる。借手がリース資産の 経済的便益をほぼすべて享受する実態に注目 すれば、リース資産の認識は当然のことであ ろう。しかし、PCGは、たとえファイナン ス・リース取引であっても, 売買処理ではな く賃貸借処理を義務づける。すなわち、フラ ンスの個別財務諸表において, リース資産が 認識されることはないのである。このように PCG がリース取引に対して売買処理を認め ない背景には、税法はもとより他の諸法の影 響があるという。

もう1つの例として,無形資産の会計処理 をあげておこう。IFRS は、資産の認識要件 さえ満たせば、開発活動に係る支出額を無形資産として認識し、他方で、繰延資産のような資産の定義を満たさない支出額は発生時に費用処理する。しかし、PCGは、資産の定義を満たしているかどうかにかかわらず、開発費を発生時に費用処理することもIFRSのように資産計上することもいずれも可能とし、くわえて繰延資産としての性格が強い創立費(frais d'établissement)も無形資産として認識できるとしている。開発費および創立費に係るPCGの規定は税法と密接に連繫しているとされ、ここにも税法との関係に配慮せざるをえない事情が垣間みられる。

このように PCG は IFRS に倣って資産を 再定義したにもかかわらず、いまだに IFRS との差異を解消できないばかりか、資産の概 念規定と個別具体的な会計処理との間に齟齬 をきたし、矛盾を内包することになる。

2) 負債の定義とその処理

資産と同様に、PCGは2002年に負債 (passif)を再定義し、IFRSと同様に、企業の債務 (obligation) であること、債務の弁済に経済的便益たる資源の流出 (sortie de ressource) をともなうこととしている。

このような負債の定義にもとづくと、債務性のある引当金は計上が義務づけられ、債務性のない引当金は計上が認められないことになる。しかしながら、PCGによれば、債務性のある退職給付引当金(provision courvant la totalité des engagements de retraite et avantages assimilés)の認識を必ずしも義務づけておらず、他方で、債務性のない特別修繕引当金(provision pour gros entretien)については計上を認めている。

PCG は、資産と同様に、負債についても

IFRS の定義を受け入れるものの、定義にて らして個別具体的な会計処理を徹底させるこ となく、依然として IFRS との差異は存在 したままである。個別具体的な会計処理にい たるまで踏み込めなかった理由はいろいろ考 えられるであろう。PCG において退職給付 引当金の設定が義務づけられていないのは、 そもそもそのような会計処理がフランスの年 金制度に適さないためとされる。フランスに も企業年金制度はあるものの、制度を設けて いるのはごく一部の大企業であり、広く普及 するにはいたっていないようである。他方で, 特別修繕引当金の設定をいまだに認めている のは、大規模な修繕費について IFRS が構 成要素アプローチを採用しているためであり, 複雑な会計処理を嫌う中小企業に配慮しての ことではなかろうか。

3) その他の項目

PCG と IFRS との間で差異が残る項目として、そのほかにのれんの償却や税効果会計などがあるが、これらついても簡単に触れておこう。

まず、のれんについてみてみよう。IFRS はのれんについては非償却としているが、フランスの会計基準はやや複雑である。まず、連結会計基準である CRC 99-02 はのれん (écart d'acquisition) の償却を義務づける一方で、個別会計基準である PCG はのれん (fonds commercial, fonds de commerce) について基本的には償却と非償却の両方を認めており、のれんの有効経済年数の見積もりが可能な場合にはその期間内に償却し、見積もりが不可能な場合には非償却とするよう規定しているが、非償却とする実務が一般的であるという。PCG におけるのれんの償却または非償却の規定およびその実務は税法に強

く影響されているとされる。

次に、税効果会計についていえば、IFRS もフランスの連結会計基準である CRC 99-02 も税効果会計の適用を義務づけているが、PCG はその適用を禁止こそしていないものの、原則として適用しないとし、実務でも個別財務諸表において税効果会計を適用している企業は稀であるという。PCG の新しい資産および負債の定義にもとづけば、繰延税金資産および繰延税金負債を認識できるように思われるが、PCG には税効果会計の規定そのものがない。税効果会計の処理の煩雑さまたは税法の影響から PCG に税効果会計を導入する必要はないと判断されたものと思われる。

4. 連単分離の許容範囲と限界

フランスは、IFRS 導入が決定されてから というものの、連単分離をよしとせず、個別 会計基準である PCG を IFRS にコンバージ ェンスする方針を採ってきたが、残念ながら、 税法など国内の周辺諸制度と密接な関係にあ る PCG を個別具体的な会計処理にいたるま で IFRS に収束させることはできなかった。

しかし、金融危機を契機に、CNCの方針は大きく転換する。すなわち、フランスの個別会計基準である PCG および連結会計基準である CRC 99-02 について、IFRS とのコンバージェンスを最優先させてきたこれまでの方針を見直し、今後は、フランスにおける企業の事情、とりわけ中小企業の事情をよく考慮したうえで会計基準を設定していくとの表明をする。IFRS が強力におしすすめる公正価値会計は金融危機にその欠陥を露呈させたが、フランスの方針転換の背景にはこのような公正価値会計に対する強い不信感があり、

より安定した会計基準設定に向けて舵を取り 直したものと思われる。

現在のところ、CNC はより強い権限をも った会計基準局 (Autorité des Normes Comptables;以下, ANCとする) に組織 改編され、ANC は国際的に資金調達をして いるごく1部の大企業をのぞいて,連結会計 基準にも個別会計基準にも自国の会計基準を 適用する可能性を否定していない。すなわち, フランスは, 追加的コストを支払っても国際 的な資金調達を必要とする大企業をのぞいて、 やはり連単分離を想定していないのである。 もっとも, フランスの会計基準であっても, 個別会計基準である PCG と連結会計基準で ある CRC 99-02 との間にはいくつかの差異 があるが、ごく例外的な事項にとどまると思 われる。かりにそうでないとしても、今後、 同一の設定機関のもとで整合した会計基準の 体系を再構築することが可能となろう。

それにしても、なぜ、フランスは、連単分離をできるかぎり回避しようと試みているのだろうか。

1つは、なによりも個別会計基準と連結会計基準とが異なることによる企業の負担増の問題である。開発費を例にとると、個別財務諸表上で発生時に費用処理していても、IFRSによれば連結財務諸表上で資産計上しなければならないことがあるとすると、個別上と連結上の両者の差異は簿外で処理されることになる。その制度上での扱いも含めて、企業にとっては、コスト面の負担増は避けられないであろう。連結会計基準が国際的に収斂されることで大きなメリットを期待する大企業は甘んじてこの負担を受け入れるかもしれないが、たとえ上場企業であっても、もっぱらフランス国内で資金調達や事業活動を展開する企業にとっては、連単分離に大きな意

味を見いだせないと考えられたのであろう。

もう1つは、開示制度の前提に係る問題である。会計の本来の役割は企業の実態を開示することであり、親会社の財務諸表か、またはその企業集団の財務諸表かによって、当該実態を反映させる方法に大きな差異があってはならないはずである。もちろん、財務諸表を利用する目的が異なれば、企業の実態の捉え方も変わることはあるだろう。しかし、その場合には、それぞれの利用目的に応じて個別財務諸表と連結財務諸表のセットを作成するが本来の姿である。それは、少なくとも連単分離の問題ではない。そのため、連単の差異を調整可能な範囲にとどめることが試みられたのであろう。

5. おわりに

本稿においては、会計基準の国際的コンバージェンスが他方で国内的ダイバーシティをうみだしたフランスの事例を紹介するとともに、連単分離という理想を掲げながらも、結果的には個別会計基準をIFRSに収束させ、自国の会計基準の体系を混乱させるにいたった現実をその背景とともに分析した。

たとえ EU 域内であってもこれまで会計 基準の国際的調和化をうまく達成してきたフ ランスにおいて、なぜ、このような事態が生 じたのだろうか。もちろん、急速に進展する 会計基準の国際的コンバージェンスも要因の 1つであろうが、そこにはなによりも IASB における会計基準の設定プロセスに大きな問 題があると思われる。

IASBは、既存の会計基準を統合するというよりは、これまでにない発想のもとで画一的な会計基準を新たに開発しようとする。たしかに理論的に導かれた諸概念のもとでの首

尾一貫した体系は、会計基準が目指すべき理想である。しかしながら、市場に定着している現行の実務からあまりにかけ離れた会計基準の開発が社会に混乱をもたらせば、その前提となる諸概念の正当性・合理性が問い直されるのはむしろ自然であろう。世界でただ1つの会計基準を目指すのであれば、前提となる諸概念から演繹的に導かれた基準の実務との適合性を、各国の市場環境のもとで充分にテストし、その結果をふたたび前提にフィードバックさせる努力を繰り返す必要がある。これでなければ、IFRSを単なるモデル基準として、各国による競争的なコンバージェンスを促すほうが、よい結果を期待できるのかもしれない。

本稿でみたフランスの実状は、ほぼ10年 近い試行錯誤を振り返って、会計基準の国際 的コンバージェンスのあり方を再検討するた めの教訓を、われわれに与えているように思 われる。

(注)

- 1) この場合の上場企業とは NYSE Euronext Paris に上場しているフランス企業を指す。 その内訳は、大規模企業(資本金€1billion 以上)139社、中規模企業(資本金€150million~€1billion)149社、小規模企業(資本金€150million以下)310社である(NYSE Euronextのhpにおいて2011年6月に調査)。
- 2) 野村健太郎『フランス企業会計』(中央経済社 1990年),拙稿「フランス会計規制の枠組」 『JICPA ジャーナル』(1994年3月)。
- 3) PCG は EC 会社法第 4 号指令の国内法化により 1982 年に改定され,第 7 号指令の国内法化により 1986 年に改定されている。拙稿「フランスの連結財務諸表の国際化と課題」『税経通信』1997 年 10 月。
- 4) 大下勇二『フランス財務報告制度の展開』多 賀出版 1998 年に詳しい。
- 5) CRC99-02 は, 当時, CNC の上位機関として

- 設立された会計規則委員会(Comite de la reglementation comptable)が PCG から切り離して設定したフランスの連結会計基準を意味する。
- 6) 拙稿「プラン・コンタブル・ジェネラル会計 基準の国際的調和化―フランスは揺れている か!―」『税経通信』1996 年 4 月。
- 7) Memento Pratique, *Comptable 2010* (29^e edition), par. 5790, Francis Lefevre, 2009.
- 8) Regl. CRC n°2004-06 の公表により改定され, 2005 年から適用された(Memento Pratique, op.cit., par. 1301.)。
- 9) PCG82, art. 133.
- 10) PCG99, art. 211-1.2.
- 11) Memento Pratique, *op.cit.*, par. 1540. Price Water House Coopers, *Des Regles francaises aux IFRS*, par. 6535, Francis Lefevre, 2008.
- 12) Memento Pratique, *op.cit.*, par. 1540. たとえば, リース資産を資産として認識すると, 賃借人が破産した場合に, 法律上および税務上の問題が発生するという。
- 13) International Accounting Standards Board, IAS38 Intangibles, IASB, paras. 54-57. (拙稿「IAS第38号 無形資産」『別 冊企業会計 IFRS40 基準のポイント解説』)。
- 14) Memento Pratique, *op.cit.*, par. 1640. PCG は開発費の費用処理も資産計上も可能としているが,資産計上を原則処理としている (PCG99, art. 3611)。ただし,開発費の資産計上は,研究活動と開発活動とを明確に区別できることを前提としている (Memento Pratique, *op.cit.*, par.1643)。
- Memento Pratique, op.cit., par. 1618, par. 2550.
- 16) Memento Pratique, op.cit., par. 1643.
- 17) PCG99, art. 212-1.
- Price Water House Coopers, op.cit., par. 7235.
- 19) Price Water House Coopers, *op. cit.*, par. 7029.

- 20) フランスにおけるのれんは、連結財務諸表と 個別財務諸表とで用語が異なるだけでなく、 その性格も必ずしも同一であるとはいえない ことから注意が必要であろう。
- 21) 取得したのれん総額のうちブランドや顧客リストなど識別可能なものを fonds de commerce といい,のれん総額から fonds de commerce を控除した残余,すなわち,識別不可能なものを fonds commercial という。 fonds commercial はその有効経済年数を見積もることができないとされ,非償却とするのが一般的だという。(Memento Pratique, op.cit., par. 1729.)
- 22) Garcia, C., A Brief History of Accounting for Goodwill in Japan and France: War, Tax and Accounting Practice, Gakushuin economic papers 48 (1), 45-64, 2011-04
- 23) Memento Pratique, op.cit., par. 2883.
- 24) Memento Pratique, op.cit., par. 2884.
- 25) Autorite des Normes Comptable, *Plan Stratejique 2010-2011*, ANC, pp. 10-13. ガルシア「フランス企業の IFRS 対応」『国際会計基準制度化論』白桃書房 2008 年。
- 26) 斎藤静樹「世界金融危機と会計基準」『武蔵大 学論集』武蔵大学経済学会 2010 年 6 月。
- 27) IFRS における公正価値会計を批判した論文は次のようなものがある。Colasse, B., "IFRS: Efficience versus Instabilite", Revue francais de comptabilite (11/2009), Ledouble, D., "Les Regles comptables doivent-elles etre laissees aux politiques?", Revue francais de comptabilite (12/2009) Obert, R., "Genese du consept de la just valeur dans les normes comptables", Revue francais de comptabilite (12/2009)
- 28) 斎藤静樹・弥永真生「会社法コンメンタール 栞」2010年8月,斎藤静樹「企業会計基準委 員会委員長に聞く一第6回 コンバージェン スの進め方一」『企業会計』2006年10月。